

令和2年5月22日

保護者の皆様

京都市立東総合支援学校
校長 森田 香織

学校の再開について

日ごろより、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が解除されたことを受け、本市立学校・幼稚園を6月1日（月）から再開する方針が教育委員会から示されました。

本校においても、本方針を踏まえ、下記のとおり、6月1日（月）から再開し、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しながら、段階的に学校教育活動を再開して参りますので、ご連絡申し上げます。

記

1 学校の再開について

- (1) 5月28日（木）・29日（金）まで、学校再開に向けた準備期間として、受入を希望する児童生徒の「特例受入」への参加を可能とします（この期間中に1回～2回程度）。
- (2) また、長期間に及ぶ臨時休業を踏まえ、子どもたちの心身の状態を確認しながら、子どもたち同士や子どもたちと担任等教職員との関係づくりを進めるとともに、子どもたちが学校生活に順応するための期間を6月1日（月）～12日（金）まで設定し、教育活動を実施します。
- (3) 引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、学校生活における行動様式の確認と指導を行いますので、ご家庭でもご協力をお願いいたします。
本校の学校再開後の感染拡大防止の取組をまとめたプリントを同封していますので、ご確認ください。
- (4) 学校再開後、当面の間は、ご家庭の意向で子どもの登校を控えられる場合も「欠席扱いとはいたしません」ので、学校へご連絡をお願いします。長期の休校明けとなりますので、児童生徒の体調等をご確認いただき、登校について、ご無理をなされないようお願いします。
- (5) なお、今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があり、その際は、速やかにお知らせいたします。

2 登校スケジュールについて

5月25日（月）以降、次のような予定で取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

(1) 5月28日（木）・29日（金）

21日の緊急事態宣言の解除等を受け、これまで児童生徒の居場所確保が難しい中での非常的な対応としておりました「特例受入」について、学校再開に向けた準備として児童生徒、保護者の皆様が希望される場合は、児童生徒の体調等を十分にご留意いただいたうえで、この期間のうち、1回～2回程度を目安に、受入をさせていただきたいと思います。

本校での受入日は、5月28日（木）、29日（金）です。受入については、登校時のスクール

バスは時間どおり運行します。学校では、健康観察を行い、教室での活動や体を動かす活動などをして過ごします。下校時は11時40分バス発（給食なし）です。今回、新たに受入を希望される場合には、5月26日（火）17時までに、学校の管理職までお申し出ください。もうすでに、申し込みいただいている特例受入は通常通り実施いたします。

（特例受入期間のスクールバスは時間通り運行し、定刻になれば出発します）

（2）6月1日（月）～5日（金）

午前中授業で教育活動を再開します。登校時のスクールバスは時間どおり、下校時のスクールバスは、11時40分バス発とします。給食は実施しません。なお、自主通学生については、時差登校とし、10時登校とします。

（3）6月8日（月）～12日（金）

6月8日から給食を実施します。登校時のスクールバスは時間どおり、下校時のスクールバスは、13時20分バス発とします。自主通学生の時差登校は継続します。

（4）6月15日（月）～

全校児童生徒が登校しての通常の学校教育活動を再開します。時差登校については、当面の間継続します。

3 学校再開後の継続的な健康観察の徹底

（1）学校生活のリズムに慣れていくよう、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣について、ご家族で、より一層の励行とご指導をお願いします。（臨時休業期間からも、学校再開に向け、規則正しい生活リズムを心がけてください。）

また、手洗いの励行や体温測定等、日々のお子様の体調管理にご留意いただき、風邪のような症状がある場合や、その他、体調不良の場合は、本校の「新型コロナウイルス感染症予防対策について」に記載されている内容に沿っていただきますようにお願いします。

（2）お配りしている「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。なお、登校時には必ず、「健康観察票」を持参してください。

（3）ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校（電話 594-6501）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた